



『防災管理制度について』その2 消防法改正6月より施行

今月より施行されます『防災管理制度』について、FIRE5月号にて、**防災管理者**・**消防計画書（防災管理）**・**自衛消防組織** について概要をご説明しました。今月号では、**防災管理点検**の点検内容とポイントについてご説明いたします。

防災管理点検（法36条（法8-2-2,3の読み換え）規51-12・14 H20.9.24告示22）

- **対象**：防災管理制度の対象となる防火対象物（『自衛消防組織設置対象物』）
- **点検時期**：1回/1年 実施 所轄消防署へ提出
- **点検の特例**：管理権原者が3年以上管理をしており、3年以内に消防法令違反・防災管理点検基準で不適になっていない場合、『防災管理点検報告特例認定申請書』により所轄消防署へ申請し、検査の結果 合格した場合、3年間、点検・報告の義務が免除される。但し、特例期間内に管理権原者が変更した場合は、『管理権原者変更届』を提出し、この特例は失効し、防災管理点検を実施しなければならない。この特例は、平成24年6月以降適用される。（令附則）
- **防災管理点検資格者**：基本的な防火の知識があるもので、（例：防火対象物点検資格者で3年以上の実務あり）「登録講習機関」の防災管理講習を修了し、「防災管理点検資格者免状」の交付を受けたもの。（弊社5月受講済）
- **表示制度**：防災管理点検を実施し、点検基準に適合している場合、『防災基準点検済証』を表示することができる。さらに、特例認定が認められた場合、『防災優良認定証』を表示できる。（規51-15・17・18・19）
- **点検の内容とポイント**



「防災管理点検」は、『防災管理制度』の対象となる物件で、点検基準（規51-14）に適合しているか、防災管理点検資格者が点検を実施します。点検は防災管理者の立会のもと、書類の点検と実物を目視して点検するものがあります。

	点検の内容	点検のポイント
書類関係の点検	①防災管理者の選任（解任）	防災管理者が変更していないか。選解任届出が出されていて、そのとおりか。
	②消防計画書	<ul style="list-style-type: none"> ●消防計画書の届け出確認 ●地震発生時の被害想定が実施されて、その想定に基づき被害対策が実施され、当該防火対象物の実態に適合しているか ●避難施設（自主検査表・避難経路図など）・地震対策（工事中の安全対策・収容人員の管理・建物の耐震診断）などの被害軽減のための自主検査実施状況の確認 ●防災管理上必要な教育について（消防機関の講習受講状況・防災マニュアル作成状況など）
	③自衛消防組織	<ul style="list-style-type: none"> ●自衛消防組織設置届出の確認 ●統括管理者及び自衛消防業務講習受講状況の確認 ●本部隊の班長及び自衛消防業務講習受講状況の確認
	④避難（防災）訓練	<ul style="list-style-type: none"> ●避難訓練の実施回数（1回/1年以上） ●避難訓練の消防機関への事前の通報状況 ●避難訓練等の記録及び訓練結果を踏まえ消防計画の検証及び見直しがされているか
	⑤防災管理業務の一部委託状況	●業務の委託範囲や 指揮命令系統 が明確になっているか
現場にて目視点検	①避難施設の管理状況	●廊下・階段・避難口など避難上必要な施設に避難障害になるものが放置されていないか。防火戸の閉鎖障害になるようなものはないかの確認
	②備品の落下、転倒防止措置	●家具・じゅう器・その他備品の転倒・移動防止対策が施されているか
	③震災軽減のための設備・資機材	<ul style="list-style-type: none"> ●消防計画書に記載されている震災軽減のための設備（緊急地震速報など）を確認し、その点検・整備の状況を確認 ●消防計画書に記載されている震災軽減のための資機材を確認し、その点検・整備の状況を確認

防災管理維持台帳 (規 51-12-1)

防災管理点検の結果について、防災管理維持台帳に下記各種届出書の写し等の関係書とともに保存しなければなりません。

- ① 防災管理（再）講習の修了証の写し
 - ② 防災管理に係る消防計画の届出書類の写し
 - ③ 防災管理者選任（解任）届出書の写し
 - ④ 共同防災協議事項届出書の写し
 - ⑤ 自衛消防組織設置（変更）届出書の写し
 - ⑥ 防災管理定期点検報告書の写し
 - ⑦ 防災管理定期点検報告特例認定申請書の写し
 - ⑧ 防災管理に係る消防計画に基づき実施される次のイからチまでに掲げる状況を記載した書類
- イ 避難施設の維持管理の状況
 - ロ 定員の遵守その他収容人員の適正化の状況
 - ハ 防災管理上必要な教育の状況
 - ニ 避難の訓練その他防災管理上必要な訓練の状況
 - ホ 建築物その他の工作物についての地震による被害の軽減のための自主検査の状況
 - ヘ 地震による被害の軽減のために必要な設備及び資機材の点検並びに整備の状況
 - ト 地震発生時における家具、じゅう器その他の建築物その他の工作物に備え付けられた物品の落下、転倒及び移動の防止のための措置の実施の状況
 - チ その他防災管理上必要な書類



『雨上り』（京都府立動物園）